

令和8年3月4日

調布市議会議員 宮本 和実 様

提出者 調布市議会副議長 須山 妙子

視察等共通部分報告書

下記のとおり、視察（研修・視察研修）を実施いたしましたので、視察等個別部分報告書（第3号様式）を添えて報告いたします。

記

1 実施名称（テーマ）

「所管事務調査と議会の政策立案能力の向上について」

・所管事務調査の進め方・手法、議員の政策の形成及び立案の能力向上等について

2 実施期日（期間）

令和8年1月15日（木）午後2時から午後4時まで

3 実施場所（視察先・研修会場）

全員協議会室

4 実施目的

所管事務調査の進め方・手法について学び、議員の政策の形成及び立案の能力の向上を図ることを目的とする。

5 参加者の氏名（26人）

松野 英夫 磯邊 隆 鈴木ほの香 田村ゆう子 青山 誠

山根 洋平 田中 謙二 沼田 亮 藤川 満恵 平野 充

榊原登志子 木下 安子 岸本 直子 阿部 草太 古川 陽菜

佐藤 堯彦 大野 祐司 須山 妙子 内藤美貴子 丸田 絵美

清水 仁恵 井上 耕志 宮本 和実 川畑 英樹 伊藤 学

大須賀浩裕



6 実施結果（視察概要・研修概要）

自治体議会研究所代表 高沖秀宣氏 を講師に招き「所管事務調査と議会の政策立案能力の向上について」をテーマとして、所管事務調査の進め方・手法、議員の政策の形成及び立案の能力向上等について講義を行っていただいた。その内容は以下のとおりである。

(1) 所管事務調査について

ア 所管事務の調査

常任委員会は、その部門に属する当該地方公共団体の事務に関する調査を行い、議会運営委員会は、議会の運営に関する事項等について調査を行う権限を有するものであり、この委員会固有の権限に基づく所管事務の調査のことをいう。

元来、常任委員会は、議会の予備的審査機関として、議会から付託された事件を審査して、その結果を議会に報告し、議会としての最終的な意思決定に資することをその主な任務としている。したがって、常任委員会は、受動的に案件を審査することを常態としている。しかし、所管事務調査権は、常任委員会が自主的にその所管事務を取り上げ、積極的に調査を行い得る特異な権限であるということが出来る。所管事務調査は、常任委員会及び議会運営委員会が有する権限で、特別委員会は有していない。

100条調査権を委員会が行使するためには、議会の特別な委託が必要であることからしても、所管事務調査は、100条調査権とは別個なものである。100条調査の方法である関係人の出頭及び証言並びに記録の提出は、法律の特別の規定によって議会に付与されたものと解されるから、所管事務調査には、このような調査権限は包含されていないものと解される。

所管事務調査は、委員会の意図する調査事項に対して、必要により、長をはじめとする執行機関からの説明の聴取、書類、資料等の提出要求等の方法によって行うことになる。

所管事務の調査は、合議体としての常任委員会及び議会運営委員会の権限であるので、その行使については、委員会の自主的な決定があれば十分であり、本会議の干渉を受けない。しかし、経費の関係、議会の全体的な運営との調整等の理由から、常任委員会又は議会運営委員会がその所管に属する事項について調査しようとするときは、その事項、目的、方法及び期間等をあらかじめ議長に通知しなければならない。

なお、この権限は、常任委員会及び議会運営委員会の権限であるので、委員個人の意思で行使することはできない。

●議会の活動は、会期中に限定される。したがって、常任委員会及び議会運営委員会の所管事務調査は、原則として定例会の会期中に限られる。定例会・臨時会制を採る議会においては、閉会中は、閉会中の継続審査に付された事件を除き、どのような調査活動もできない。

※通年性議会にした場合は、限定されることなく議員間の自由討議や政策提言のための常任委員会等何度でも開催ができる等のメリットがある。

●委員会は、事件の審査又は調査を終わったときは報告書を作り議長に提出しなければならない。所管事務調査の議長への報告については、この調査が、常任委員会又は議会運営委員会が行う審査及び調査のために自主的、能動的に行うものであることから、付託事件と異なり、これを否定的に解する説もあるが、必要があればその手続き等を当該議会において適宜定めて報告すればよいと解されている。

イ 飯田市議会所管事務調査のガイドライン

飯田市議会では、議会が主導し自治基本条例を制定しており、自治の基本ができていると言える。また、委員構成が変わっても継続して機能を発揮できるよう所管事務調査のガイドラインを策定しており、ガイドラインの主な内容は以下のとおり。

なお、飯田市議会のほか、八王子市議会でもガイドラインを策定している。

- (ア) 所管事務調査の目的
- (イ) 所管事務調査事項（テーマ）などの決定
- (ウ) 所管事務調査の手法
- (エ) 調査結果に基づく委員会としての対応及び手続
- (オ) 市民への周知
- (カ) 政策提言・提案に対する検証

(2) 議会の政策立案能力の向上

ア 議員力と議会力

(加須市議会基本条例)

第2条

- (3) 議会力 市長等に対する監視機能を十分に果たすとともに、政策立案及び政策提言を議員間で共有し、議会全体の政策資源として、市民のためのより良い

政策とする力及びその政策実現に向けた総合的な活動をいう。

(4) 議員力 地域の課題を把握し、その解決を目指して調査し、及び政策を構想する能力並びにその活動をいう。

⇒ 政策立案・政策提言を議員間で共有できるかがポイントだ。

イ 「政策立案等に関するガイドライン」の作成（奥州市議会）

◎政策立案等の実施主体

政策立案等は、市政に関する特定の課題を解決するために行われるものですが、その解決を図るべき課題は、常任委員会の所管事務調査によって明らかにされるケースが多いと考えられる。

このことから、政策立案等は、所管事務調査の延長上にあるものと考え、よってその実施主体も、常任委員会が適当であると考えられるもの。本ガイドラインにおいても、この考え方を前提として策定している。

- ・政策提言とは、市政における課題の解決を図るため、必要と思われる政策を提言書としてまとめ、市長等に対しこの提言書の提出をもって提案すること。
- ・政策立案とは、市政における課題の解決を図るため、政策を構想し、その実現のために必要な仕組みに関する条例案を議会に提案すること。

⇒ 政策立案等に関するガイドラインを作成すること。

ウ 政務活動費の政策的活用

○ 議員一人当たり月額2万5千円を会派に交付

⇒ 政策立案等に使用するには少くないか？

○ 令和6年度 収支報告書から

- ・返還している会派は、何故、政策立案等のために全額使用しないのか？
- ・各会派とも、調査研究費よりも広報費の支出の方が多いが、支出の大半は調査研究費で支出すべき。（調査研究費支出ゼロの会派もある）

⇒ 政務活動費の調査研究費を使用して、政策的活用を考えること。

エ 議会基本条例を基軸とした政策形成サイクル（政策提言の手法）

（浜田市議会）

○議会の様々な広聴ツールを使って市民の多様な意見を的確に把握し、議会基本条例に明記している

- ①「自由討議」「政策討論会」といった議会内部での議論の場
- ②「重要案件の意見交換会」「議会報告会」といった市民等との意見交換の場

③各種委員会活動の場

の3つのステージをそれらの意見の受け皿として位置づけ、議会内で議論し、議員間の合意形成と市民への説明責任を図り、政策提言や政策提案に繋げ、市政に反映させていく。

◎ 調布市議会でも、自由討議、議会報告会は規定されているが、政策討論会のような議論する場はあるのか？

オ 「政策討論会」「調査機関」「専門的知見の活用」

① 政策討論会

各会派から議員が参加できるようにして、会派を超えて議論し、合意形成に至るようにすること。

⇒調布市では、議会基本条例第13条第2項に「政策研究会」を規定。政策研究会を設置し政策を議論すべき。議会で、議会の意思を決めるときには、少数会派の意見をどれだけ尊重できるかも重要である。

② 調査機関の設置

議会基本条例第17条に規定ありだが、今までに設置した事例はあるか？

⇒ぜひ設置し、その結果を議会の討議に反映させるべき。

③ 専門的知見の活用（地方自治法第100条の2）

議会は、議案の審査又は事務に関する調査のために必要な専門的事項に関する調査を学識経験を有する者等にさせることができる。

⇒全国の市議会でも活用事例が少ない。専門的な行使を招いて政策的研修会を開催するなど、ぜひ活用すべき。

カ 議会事務局のサポート

（多摩市議会基本条例）

（議会事務局）

第20条

2 議会事務局は、前項によるもののほか、議会の政策立案活動、調査活動等を補佐する役割を担うものとします。

⇒ 議会基本条例の議会事務局の条文（第18項）に上記のような規定を追加して、議員と事務局職員が、車の両輪となって議会の政策形成機能の発揮に取り組むべきである。

(3) 常任委員会の所管事務調査をベースとした「政策サイクル」の事例（奥州市議会）

政策提言の手法として、提言書の通り提言することについての決議案を議会に提案するという方法が考えられるとし、それを「政策決議提案」と呼称する。

「政策立案」（条例案）は、可決されれば法的拘束力が生じ、実効性が高いが議会側の負担も大きい。

一方、「政策提言」は、任意の時期に提言書を提出できるが、その提言に拘束力はない。「政策決議提案」は、政策立案と政策提言の中間的なもので、本会議の時期でなければ提案できないが、政策提言に比べ、議決による議会意思決定としての重み付けができるとしている。つまり、双方のいいとこどりが「政策決議提案」。

◎ 政策決議提案の主なサイクルは、次の通り。

- ① 課題の掘り起こしと調査テーマの決定（常任委員会）
- ② 市民の意見を把握（ワールドカフェ方式）
- ③ 市の現状を調査（所管事務調査）
- ④ 先進自治体調査（先進地視察）
- ⑤ 市との協議と市民意見調整（常任委員会）
- ⑥ 議員総意で発議案提出（全員協議会）
- ⑦ 発議案の可決と提言書提出（政策決議提案）
- ⑧ 一般質問・委員会調査で是正要求（フォローアップ）

奥州市議会の「政策立案等に関するガイドライン」では、

- ▽ 政策決議提案をした後において、当局がその政策を実施しないとき
- ▽ 政策決議提案をしたとしても当局がその政策を実施しないと見込まれるとき
- ▽ 条例制定が必要な政策において、当局よりも効果的な条例が立案できると認められるとき

などには、拘束力を持たせる観点から、「政策決議提案や政策提言ではなく、『政策立案』を行う」と明記。執行部も政策決議提案を重みのある提案と受け止め、これまでに提出された提言は9割以上が採用されているという。

この政策サイクルの“ミソ”は2点。

1つは、⑤の市との協議。まず、常任委員会の担当書記（事務局職員）は、提言内容について当局施策担当と意見交換を行う。これによって課題の背景確認と提言のブラッシュアップを図る。更に常任委員会委員（議員）は、提言内容について当局施策担当部課長と意見交換。課題の背景共有とフォローアップでの活用を図る。

事前調整のようにみえる意見交換をなぜ行うのか？事務局は「(提言の)実現性を

高めるため」と強調。意見交換で課題の背景（予算や人材など）を確認することで、提言内容により深みが出てくるという。

もう1つは、当局計画への『組み込み戦略』。市の主な計画は60以上あり、いずれも見直し時期が設定されている。それでこれらの計画をテーマとする場合、当局の検討時期に照準を合わせて提言すれば、計画への掲載で施策の実現可能性が高まる。計画への搭載→予算への搭載→提言の早期実現を想定している。



7 その他

特になし

8 実施結果に対する所感，意見等

視察等個別部分報告書のとおり

第3号様式（第4関係）

視察等個別部分報告書	作成者氏名	松野 英夫
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
2026 月 1 月 1 5 日（木）		
『所管事務調査と議会の政策立案能力の向上』について		
講師：高沖 秀宣 自治体議会研究所 代表		
2 実施結果に対する所感，意見等 （質疑・意見交換した内容，今後の市政に生かすべき点等）		
『所管事務調査と議会の政策立案能力の向上』について		
所管事務調査について		
<p>冒頭に、自治体の意思決定の中心であるはずの議会が、実質的な役割を果たせなくなっている状態（自治体の空洞化）であり、首長と議会の対立が問題になっていることをあげ、改めて二元代表制を問われた。議会は自治体の意思を決定する機関であり、財政の監視や、政策立案が求められる。そして、首長と議会が健全に対立するには、政策立案に向けた所管事務調査が重要と述べられた。</p> <p>所管事務調査に取り組むことによって、より主体的に、より深く、市の政策に関わる事が出来る。長野県飯田市を例にすると、市では「ガイドライン」を作成し、委員構成が変わった場合でも継続して常任委員会が主体となって市政課題を調査できるよう定められている。調査結果に基づき「政策提言」として市長や執行機関へ提出し、政策改善を目指している。東京都内では八王子市が令和5年にガイドラインを策定している。</p>		
議会の政策立案能力の向上について		

加須市議会基本条例を参考とし、政策立案には政策を議員間で共有し、議会全体の力として実現する能力（議会力）と、課題把握・調査・政策構想の能力（議員力）との体制が整っている事が大切であると述べられた。また、奥州市議会を参考例とし、市政に関する特定の課題は常任委員会による所管事務調査によって明らかにされるのならば、政策立案等に関するガイドラインを策定し、継続的に取り組むべきであり、政策立案の為に、政務活動費を活用する考えを述べられた。

浜田市議会では、市民の意見を政策形成に反映させる条文がある議会基本条例であり、自由討議を発展させ、政策提言へつなげる仕組みを構築している。これらの事例を基に、政策立案に向けた調査機関の設置や、学識経験者等への調査委託といった専門的知見を活用することで、政策をつくりだす議会を目指す事を訴えられた。

常任委員会の所管事務調査をベースとした「政策サイクル」について

奥州市議会では、提言書どおりに提言することについて、議会で決議する方式「政策決議提案」とした政策サイクルを構築している。

これは、政策立案（条例案）が可決されれば法的拘束力があり実効性が高いが、議会の負担は大きい。また、政策提言では任意提出ができるが、拘束力はない。しかし、政策決議提案では、本会議での議決を図る為、単なる提言よりも「議会の意思」としての重みがあるので、政策立案と政策提言の中間にあたる特徴がある。

政策決議提案の主なサイクルは、次の通りになる。①課題の掘り起こしと調査テーマの決定（常任委員会）②市民の意見を把握

(ワールドカフェ方式で) ③ 市の現状を調査 (所管事務調査)
④ 先進自治体調査 (先進地視察) ⑤ 市との協議と市民意見調整
(常任委員会) ⑥ 議員総意で発議案提出 (全員協議会) ⑦ 発
議案の可決と提言書提出 (政策決議提案) ⑧ 一般質問・委員会調
査で是正要求 (フォローアップ)。また、政策立案等に関するガイ
ドラインでは、当局が実施しない場合、実施が見込めない場合、条
例化の方が効果的な場合には、拘束力を持たせる観点から、政策決
議提案や政策提言ではなく、「政策立案」を行う、と明記している。
これらを踏まえて、事務局が担当課と、議員が部課長と意見交換す
る協議体制を図り、課題を明確化し、実現性を高める事ができる。

総括

市が抱えている課題は、市民から要望を受けている議員も同じ
である。議会は市が抱える課題を明確化し常任委員会主導で課題
解決に向けた政策立案を目指し、その為には所管事務調査が大切
である事。また、他市の議会基本条例を参考とした政策立案等に関
するガイドラインの作成、調査機関の設置、そして、東京都との実
務的協議によって政策実現につながる事を理解した。

議員は市民の代表である為、考えの差異はあるが、それらを超えて
議員間で政策立案・政策提言を共有することは大切である。これら
をいかに具体的にしていけるかも「議員力」である。また、議員のみ
でなく、調査機関、特に専門的知見を活用する事は、政策立案には
必要であると実感している。他市の議会基本条例や政策研究会の
設置などについて更に学び、市に取り入れて参りたい。

3 その他 (今後の課題・調査研究すべきテーマ等)

上記に記載

第3号様式（第4関係）

視察等個別部分報告書	作成者氏名	磯邊隆
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
<p>「所管事務調査と議会の政策立案能力の向上」</p> <p>講師 自治体議会研究所 代表 高沖秀宣氏より講演</p> <p>自治体の空洞化が加速していると言われていたが、調布市議会は、空洞化していないか？議会が低迷化していないか。</p>		
2 実施結果に対する所感，意見等 （質疑・意見交換した内容，今後の市政に生かすべき点等）		
<p>・所管事務の調査</p> <p>所管事務調査権は常任委員会が自主的に所管事務を取り上げ、積極的に調査を行う特異な権限である。所管事務調査は原則定例会の会期中に限られる。委員会は事件の審査または調査を終わったときは報告書を作り議長に提出しなければならない。</p> <p>飯田市議会所管事務調査のガイドラインの紹介。</p> <p>市長は「執行機関」であり、議会は「監査機関」であり「議事機関」であり「立法機関」である。予算を決めているのは市長ではなく、議会である。議会は議決機関ではなく、議事機関である。議会は監視するだけでなく政策立案しなくてはならない。今の議会は低迷化していないか？現在調布市議会としては定例会を三か月ごとに開催しているが、通年で議会を開くべきではないか。通年議会は全国でもまだ7%くらいしかないが、年に二回、そして一回と段階を踏んでいけば通年の議会になることも前例としてある。通年で議員間討議をすることにより議論は深まる。ただし議会事務局が足りなくなる恐れもある。常任委員会及び議会事務局の所管事務調査は議会の会期中しかできないが、通年の議会であればこの制限を受けることはない。</p> <p>・議会の政策立案能力の向上</p> <p>議会力（市長などに対する監視機能を果たし、政策立案及び政策提言を過半数の議員間で共有し、政策実現に向けた総合的な活動）と議員力（地域課題の把握、政策を構想する能力並びにその活動）…埼玉県加須市議会基本条例より</p>		

「政策立案等に関するガイドライン」の作成…奥州市議会 視察に行くべき。
政策立案の為に調査研究費として政務活動費を使っているのか？返還している会派は仕事をしているのか？使いきっている会派も広報費の支出が大きい。そもそも月2万5千円は少ないくらいなのだからしっかり使って調査研究すべきである。

浜田市議会のように議会基本条例を基軸に、市民の多様な意見を自由討議・政策討論会・意見交換会・委員会活動の各段階で的確に受け止め、議員間の合意形成と説明責任を果たしながら政策提言につなげる体制を整える。そのため、会派を超えた政策討論会の設置、調査機関や政策研究会の実効的活用、専門的知見の積極的導入を条例に明確化し、さらに議会事務局の政策立案・調査支援機能を強化して、議員と事務局が一体となり政策形成機能の向上を図るべき。

専門的知見の活用（地方自治法100条の2）は全国でも活用事例が少ない。是非活用すべき。

議会事務局のサポートが必要になる。事務局職員を議員なみに増やすべき。議長マター。

多摩市議会には議員と議会事務局職員が車の両輪となって議会の政策形成機能を活用。市長の車で議会が車輪ではダメ。

奥州市議会の政策決議提案は、調査と市民意見を基に市と協議し、計画へ組み込み実現性を高める中間型手法。

市との事前協議で実現性を高めることと、計画見直し時期に合わせ提言を組み込み、予算化へつなげ早期実現を図る。課題の背景に関しては当局がうまく隠してくるので注意。

市の主な計画は60以上もあり、いずれも見直しが設定されており、そのタイミングで提言すると実現性が高まる。

基本構想を議会が議決しているのに市の総合計画を議決しない。これは議決すべき。

実務経験豊富で、大変想いのある講師であり、腑に落ちる点は多々あった。ただ、細部に関しては各自治体の積み上げてきたものが今の議会基本条例であり、今回の内容も含め検討し今の調布ならではの議会基本条例としていく

べきであると思われる。

3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）

本文にあり。

第3号様式（第4関係）

視察等個別部分報告書	作成者氏名	鈴木ほの香
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
<p>調布市議会議員研修</p> <p>「所管事務調査と議会の政策立案能力の向上について」</p>		
2 実施結果に対する所感，意見等 （質疑・意見交換した内容，今後の市政に生かすべき点等）		
<p>常任委員会は、その部門に属する当該地方公共団体の事務に関する調査を行う。この委員会固有の権限に基づく所管事務の調査のことを所管事務調査と言う。この権限は、常任委員会が自主的にその所管事務を取り上げ、積極的に調査を行い得る特異な権限である。</p> <p>今回の研修では、議会を通年議会にすることの勧めがあった。定例会、臨時議会制をとる議会においては、閉会中は、閉会中の継続審査に付された事件を除き、どのような調査活動もできない。通年制にすることによって、議員間討議の時間をたくさんとって深めることができるという話があった。普段の委員会でも、議員間討議というものはほとんどない。期間内に委員会審査を終わらせることを優先している節があると思うので、まずはそうした議会全体の姿勢が問われていると思う。</p> <p>飯田市議会では、所管事務調査のガイドラインを作成している。所管事務調査の目的、テーマなどの決定、手法や、調査結果に基づく委員会としての対応及び手続き、市民への周知、政策提言に対する検証まで定められているものである。議会として、政策立案を積極的に行っていこうとする姿勢が表れていると思う。調布市でもこうした市議会から学び、政策立案を活発に行っていけるようにならなければならない。</p> <p>また、委員会審査の際には、参考人招致が大事であるという話があった。たとえば学校の事案に対して教育委員会の話を聞くだけでは、実態が見えてこない可能性があるなので、現場の先生の話聞くことが必要になる。現在の調布市議会では、こうしたことがほとんど行われていないので、もっと各委員会で行うように変わっていかなければならないと思う。</p>		

政策提言を進めていくにあたっては、議員と議会事務局職員が車の両輪となって議会の政策形成機能の発揮に取り組むべきであるという話があった。そのためには事務局職員をもっと増やしてもらうことが必要で、市全体の人員不足の中で難しい課題であると思った。

3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）

2 に記載

第3号様式（第4関係）

視察等個別部分報告書	作成者氏名	田村ゆう子
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
令和7年度第2回調布市議会議員研修 講演「所管事務調査と議会の政策立案能力の向上について」 講師 自治体議会研究所 代表 高沖秀宣 氏		
2 実施結果に対する所感，意見等 （質疑・意見交換した内容，今後の市政に生かすべき点等）		
I 所管事務調査について 「自治体の空洞化が加速している」との問題提起と共に、議会力、議員力を高め、政策立案を行うことの重要性を問う内容であった。 以前にも同様の研修を受け、問題意識と必要性を感じ、常任委員会での会派を越えた学習会なども提案したことがあるが、残念ながら実施には至らなかった経過がある。政治的思想の違いのある各議員が、党派を超えて共通の問題意識を持ち、時間も労力も要する所管事務調査に取り組むには、想像以上にハードルが高いことを実感した。すべての議員の意識を変革することも必要だろう。		
II 議会の政策立案能力の向上 政務活動費の政策的活用という視点は、自身に全く欠けていたため、率直に反省している。議員数に応じた金額であるため、少数会派での限られた活動費をどのように活用するかという課題はあるものの、政策立案のために使用するという視点を主眼に置いて考えていきたい。		
3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）		
議会の通年制、事務局の増員など、大幅な変更が伴う事に関して、研修を受けて本格的に検討する場をどのように設けるのか。受けっぱなしになってはいけないという問題意識がある。		

第3号様式（第4関係）

視察等個別部分報告書	作成者氏名	青山 誠
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
所管事務調査と議会の政策立案能力の向上について		
2 実施結果に対する所感，意見等 （質疑・意見交換した内容，今後の市政に生かすべき点等）		
<p>本日は、自治体議会研究所代表の高沖秀宣様より所管事務調査と議会の政策立案能力の向上についての講演をいただきました。</p> <p>二元代表制における議会とは、議事機関として監視機能と政策提案の両方を行う機関であり、市長と政策を競争する機関でもあるというところから始まりました。また、講師は通年議会を行うことで、1年間議長が権限を発揮するとともに、予算・決算の常任委員会を設置することで、常に監視機能と政策提案の機能を発揮することを提案されていました。</p> <p>さらに、議員に必要とされるものとして「議員力」と「議会力」の2点があげられており、議員力（地域の課題を把握し、その解決を目指して調査し、及び政策を構想する能力並びにその活動）に加え、議会力（市長等に対する監視機能を十分に果たすとともに、政策立案及び政策提言を議員間で共有し、議会全体の政策資源として、市民のためのより良い政策とする力及びその政策実現に向けた総合的な活動）も合わせた議員となることを推されており、議会事務局の人数を増やすとともに、政務活動費（調査研究費）を増やすことで、議事機関のうち政策提案の機能を高めることを提案されていました。</p> <p>調布市では、会期外に多くの所管事務調査が行われているものの、1つの方向として通年議会や議会事務局も大きく巻き込んだ所管事務調査、さらには政策討論会や専門的知見、参考人制度の活用を進める方向もあることがわかり、さらには加須市議会や飯田市議会、奥州市議会、多摩市議会など各市議会の多くの事例も交えながら新しい観点を教えていただき大変勉強になり</p>		

ました。

3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）

第3号様式（第4関係）

視察等個別部分報告書	作成者氏名	山根 洋平
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
議員研修 所管事務調査と議会の政策立案能力の向上		
2 実施結果に対する所感，意見等 （質疑・意見交換した内容，今後の市政に生かすべき点等）		
<p>講義では、二元代表制における議会の役割についての認識をしっかりと持つことで、議会は執行機関である市長部局の監視だけではなく、政策提案を行うことが重要であるとの指摘があった。議会の議決は、熟議を重ねた合意形成を経てなされるものであることから、大変重いものである。こうした議会の機能を最大限発揮するために、通年議会や常任委員会の機能を発揮する取組が有効であるとのことであった。また、先進事例では政策立案に関するガイドラインを定め、個々の議員の力（議員力）を高め、ひいては議会の能力（議会力）を高めることにつながることを理解できた。</p> <p>質疑の際、通年議会がなかなか普及しない理由と、通年議会に移行することで議会費や事務局人員のリソースがどのように変化したか質問した。講師からは、通年議会を導入するかは議員のやる気の問題であり、リソースについては通年議会にすることで費用もかかり、職員の増員も必要となったとのことであった。予算を決定するのは議会であることから、議会費の増額や人員の増が予算上措置されない場合は、その予算を認めない、修正して議決すればよいという答えがあった。</p>		
3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）		
<p>議会活動の充実のためには、会期の問題だけではなく、経費と人員の問題がついて回る。以前大分市議会の政策条例制定に向けた取組のお話を伺った際にも、議会事務局に政策立案のためのスタッフが配置されており、条例制定に向けた調査が可能となる体制が整っていることがうかがい知れた。調布市議会の議会力を向上させるには、こうしたリソースの確保だけではなく、その結果どのような成果を市民に還元できるのか、あるいはできたのかということを広く周知していく取組も一方で重要になると感じた。まずは総務委員会で現在行っている所管事務調査に全力で取り組んでいきたい。</p>		

第3号様式（第4関係）

視察等個別部分報告書	作成者氏名	田中謙二
1 視察（研修）の実施名称（テーマ）		
所管事務調査と議会の政策立案能力の向上について		
2 実施結果に対する所感，意見等 （質疑・意見交換した内容，今後の市政に生かすべき点等）		
<p>・ 通年議会について</p> <p>通年議会は、災害時などへの迅速な対応、議会機能の強化（十分な審議時間確保）、首長の専決処分減少がメリットである一方、行政・議会事務局の負担増、議会運営予算の増、議員の地域活動時間制約、議員・執行部のスケジュール調整の困難さといったデメリットも考えられる。</p> <p>講義を拝聴して、通年議会は、議会監視機能の強化や政策立案機能の向上が大いに期待されることは理解できた。本市で実施する場合は、議長の強いリーダーシップとともに、議会運営委員会において丁寧な意見集約・合意形成が必要となる。個人的には、時間的な拘束の度合いによるが、兼職との兼ね合いがネックとなる。</p> <p>・ 本市議会における政務活動費の課題について</p> <p>地方自治法によれば、政務活動費は「調査研究その他の活動に資するため」と明記されている。従って、調査研究が主たる支出であるべきであり、広報費が主たる支出となっている現状を見直すべきではないかとの指摘は正しい。一方、政策提言に活用するとなれば、率直に言って支給額が少ないと感じる。本来、調査結果を質問につなげて、政策に反映させるような流れができていくのが理想であることは理解できる。</p> <p>今後の政務活動費の在り方について、会派で課題を整理し、調査研究費の目安割合を設定するなど議論を深めていくこととしたい。</p>		
3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）		
<p>・ 政務活動費の在り方についての研究。</p> <p>・ 通年議会を実施している議会の調査研究。</p>		

第3号様式（第4関係）

視察等個別部分報告書	作成者氏名	沼田 亮
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
「所管事務調査と議会の政策立案能力の向上」		
2 実施結果に対する所感，意見等 （質疑・意見交換した内容，今後の市政に生かすべき点等）		
<p>元来、常任委員会は、議会の予備的審査機関として、議会から付託された事件を審査して、その結果を議会に報告し、議会としての最終的な意思決定に資することをその主な任務としている。したがって、常任委員会は、受動的に案件を審査することを常態としている。しかし、所管事務調査権は、常任委員会が主体的にその所管事務を取り上げ、積極的に調査を行い得る特異な権限である。所管事務調査について、飯田市議会所管事務調査のガイドラインを示す。</p> <p>（1）所管事務調査の目的</p> <p>（2）所管事務調査事項（テーマ）などの決定</p> <p>（3）所管事務調査の手法</p> <p>（4）調査結果に基づく委員会としての対応及び手続</p> <p>（5）市民への周知</p> <p>（6）政策提言・提案に対する検証</p> <p>所管事務調査を活用し、政策立案等に繋げていくことが重要である。</p> <p>各議員は議員力（地域課題を把握し、その解決を目指して調査し、及び政策を構想する能力並びにその活動）向上に努め、議会は議会力（市長等に対する監視機能を十分に果たすとともに、政策立案及び政策提言を議員間で共有し、議会全体の政策資源として、市民のためのより良い政策とする力及びその政策実現に向けた総合的な活動）向上を目指すべきである。政策立案及び政策提言を議員間で共有できるかが重要なポイントである。</p> <p>調布市議会において、政策立案等に関するガイドラインを作成することが有効と考えられる。議会基本条例を基軸とした政策形成サイクル（政策提言の手法）を構築する。</p>		

- ① 「自由討議」「政策討論会」といった議会内部での議論の場
- ② 「重要案件の意見交換会」「議会報告会」といった市民との意見交換の場
- ③ 各種委員会活動の場

の3つのステージをそれらの意見の受け皿として位置付け、議会内で議論し、議員間の合意形成と市民への説明責任を図り、政策提言や政策提案に繋げ、市政に反映させていく。また、政策立案等に向けて、調査機関や専門的知見を活用することも有効である。

議会を空洞化させないためにも、所管事務調査をベースとした「政策サイクル」を構築していくことが推奨される。

3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）

通年の予算委員会（全議員が参加可能）を制定し、政策提言・予算への反映を行政と協議する体制の構築

第3号様式（第4関係）

視察等個別部分報告書	作成者氏名	藤川 満恵
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
令和8年度 調布市議会議員研修 2026年1月15日(木)全員協議会室 「所管事務調査と議会の政策立案能力の向上」について		
2 実施結果に対する所感，意見等 （質疑・意見交換した内容，今後の市政に生かすべき点等）		
【講演】 「所管事務調査と議会の政策立案能力の向上」 講師：自治体議会研究所 代表 高沖秀宣氏 議会の政策立案能力の向上に必要な視点として、加須市議会基本条例を例に挙げながら、議員に必要な要素として「議員力」と「議会力」が示された。「議会力」とは、市長に対する監視機能を十分に果たすとともに、政策立案や政策提言を議員間で共有し、議会全体として政策実現に向けて総合的に活動する力である。一方、「議員力」とは、地域課題を把握し、その解決に向けて調査・研究を行い、政策を構想する能力およびその実践活動を指す。 講師からは、多くの議員は「議員力」は備えているものの、「議会力」をさらに高め、議会全体として政策形成に取り組む必要があるとの提言があった。 政策立案を進める上では、政務活動費の活用や、議会事務局体制も重要であるとの指摘があった。政務活動費については、多くの会派で返還が生じている現状を踏まえ、可能な限り政策立案や調査研究に活用すべきとの考えが示された。また、広報費の支出割合が高い傾向に対し、調査研究費としての支出をより重視すべきとの提案があった。 政務活動費は、市民の負託に応える政策を生み出すための重要な資源であり、調査研究を通じて、より具体的で実効性のある政策提案につなげていく必要性を強く感じた。 常任委員会は、議会から付託された案件を審査し、その結果を議会へ報告し、		

最終的な意思決定に資する役割を担っている。

これに加え、講師からは、常任委員会が主体となり、所管事務調査を積極的に実施し、その成果を政策立案につなげていくべきとの考えが示された。

奥州市議会の「政策立案等に関するガイドライン」を例に、政策立案は所管事務調査の延長線上に位置付けられ、その実施主体として常任委員会が適しているとの説明があった。これは、現場の実態を丁寧に把握し、データと市民の声の双方を踏まえて政策形成を行うという、議会の本来あるべき姿を示すものであった。

現在、調布市議会総務委員会では、「公営の墓地・納骨堂・火葬場等を含む市民への終活支援について」のアンケート調査を実施している。

調布市には公営の墓地、納骨堂、火葬場がないことから、市民ニーズや実態把握を目的として調査を行っている。今後、アンケート結果や市民意見を踏まえ、委員会で協議を重ね、政策提言を行う予定である。

人生の最終段階に関わる課題は、市民にとって極めて切実な問題であり、安心して人生を全うできる環境づくりは、重要な行政課題であると考えている。今回の研修は、所管事務調査を進めている時期と重なり、調査結果を政策提案へと結び付けていく上で、大変意義深い学びとなった。

これからも、市民生活の現場に足を運び、多様な小さな声を丁寧に聴かせていただき、受け止めながら、誰もが安心して暮らせる市政の実現に向け、議員としての「議員力」の向上に努めるとともに、議会全体としての「議会力」の強化にも貢献していく決意である。

3 その他(今後の課題・調査研究すべきテーマ等)

文中に記載

第3号様式（第4関係）

視察等個別部分報告書	作成者氏名	平野 充
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
<p>○所管事務調査と議会の政策立案能力の向上について 講師：自治体議会研究所 代表 高沖 秀宣 市議会 全員協議会室 2026.1.15</p>		
<p>2 実施結果に対する所感，意見等 （質疑・意見交換した内容，今後の市政に生かすべき点等）</p>		
<p>地方自治法第93条では議会は議事機関であるとされている。 ここをしっかりと認識し自覚していかないといけない。 決して議決機関ではない。→厳しく指摘を受けた。 2024年2月4日の日経新聞に「地方自治が空洞化している」と指摘をうけている。 講師より一つ提案があり「通年議会」を検討してはどうかと示された。</p> <p>※ここについては、研究しなくてはいけないと感じた。 常に議会の会期中となると「閉会中」にできていた活動がどこまで制限される（制約がかかる）のか等、調べていくことにしたい。</p> <p>所管事務調査は監視機能と政策立案をやってこそ所管事務調査といえるとのことだったが、ここも勉強しなければならないと感じた。特に監視機能とは何か？</p> <p>八王子で作成しているとされる所管事務調査のガイドラインも作ったほうがよいと言われた。</p> <p>全国的に視野を広げ、事例の紹介があった。 埼玉県加須市議会は「議会力」を定義している。 岩手県奥州市議会は「政策立案等」に関するガイドラインができている。 島根県浜田市は「議員間での合意形成の形が定着」している。</p> <p>最後に、強力な議会事務局のサポートが必要であることの重要性を強調されていた。</p> <p>本日の研修会は講師が三重県の行政出身で、県議会をベースに語られていたが、今日の講義内容を市議会への応用として今後勉強していこうと思った。</p>		
3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）		
特になし		

第3号様式（第4関係）

視察等個別部分報告書	作成者氏名	榊原 登志子
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
○令和7年度第2回調布市議会議員研修 所管事務調査と議会の政策立案能力の向上について 自治体議会研究所 代表 高沖 秀宣氏		
2 実施結果に対する所感，意見等 （質疑・意見交換した内容，今後の市政に生かすべき点等）		
<p>○「市議会の空洞化」という言葉には私自身、心が痛いものだった。議会が政策立案機能を発揮できているかということであらためて自問したところである。議会が単なる行政チェック機能にとどまらず、常任委員会が主体的にテーマを設定し、能動的に調査を行うことができる“特異な権限”であるという点にも、あらためて認識したところである。</p> <p>従来、委員会審査は議案に対する受動的な審査という側面が強いと認識されがちだが所管事務調査は議会、自らが課題を発見し、調査を通じて政策提案へとつなげていくための重要な手段であることを痛感した。また、調査権の位置付けを正確に理解することは、議会の権能を適切に行使する上で不可欠であり、感覚や慣例に頼るのではなく、制度に基づいた議会活動を行う重要性を改めて感じた。「監視機能」と「政策提言」、「議員力」を総合的に高めていかなければならない。議会の政策立案能力として単に条例を提出することではなく、課題を発見し、調査し、方向性を示し合意形成を図りながら具体的な政策とすることが総合力であると述べられていた。議会は監視機能として重要であり、行政の執行をチェックすることは当然だが、それだけでは「追認機関」ととどまってしまう危険がある。監視の先にある「改善提案」を行い、議会としての存在意義をあらためて示していきたいと認識した。常任委員会による所管事務調査の戦略的活用をしていきたい。</p> <p>人口構造の変化、子育て支援、高齢者福祉、防災、デジタル化への対応など多様で複雑な行政課題が山積しており、こうした課題に対し議会が単なる追認機関となるのではなく、市民の声を踏まえた合意・政策形成としての役割を果たしていくためには、所管事務調査をより戦略的・計画的に活用することが不可欠であると強く感じた。</p>		

調査結果を具体的な提言や条例制定、予算修正案等へと結びつけていくことを意識し、議会の政策立案の向上こそが市民福祉の向上と自治体の持続的発展につながるとの認識のもと、引続き研鑽を重ねていきたい。また、情報収集力、分析力、文章構成力、合意形成力などを磨き、結果として議会全体の政策立案の能力向上につなげていく。

出された議案にそのまま、可決してしまう状況ではないか、チェック機能を果たしていないのではないかと反省したところである。

3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）

--

第3号様式（第4関係）

視察等個別部分報告書	作成者氏名	木下安子
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
<p>日時：2026年1月15日（木）午後2時～ 場所：全員協議会室</p> <p>講演：「所管事務調査と議会の政策立案能力の向上について」</p> <p>講師：自治体議会研究所 高沖秀宣氏</p>		
<p>2 実施結果に対する所感、意見等</p> <p>（質疑・意見交換した内容、今後の市政に生かすべき点等）</p>		
<p>「地方自治の空洞化」と講師が表現した現象は全国的に広がっており、議会の自治の弱体化や、それに伴う二元代表制の機能低下は、多くの自治体で少なからず進行しているのかもしれない。しかし、長期政権が続く自治体では、市議会の形骸化は特に深刻な問題だろう。「市長にハンドルもアクセルも渡してはいけない」という言葉があったが、長期政権の影響で行政と議会との線引きも不明瞭になりつつある調布市では、特に議会側で意識していかなければならないと思う。</p> <p>議会の大きな役割には、監視機能と政策提案機能があり、所管事務調査にはその両方が含まれる。二元代表制を機能させるには行政との政策競争が不可欠であり、そのためには議会からの政策提言が求められる。調布市議会でもようやく少しずつ取り組みが始まっている。経験値を上げていきたい。</p> <p>講師からは「議会を通年開催にし、常時監視機能を働かせる必要がある」との指摘があった。調布市議会においては、まず、定例会中の監視機能も意識する必要があると思う。議会は議決機関ではなく議事機関であり、議論と熟議を重ねることが責務だということも再認識したが、調布市議会では委員間討議が行われることは非常にまれで、議案審査に必要な質疑を阻まれる場面があるのが現状だ。市長が長期政権であろうと、行政側の「議決だけしてくれれば良い」という思惑にはまり、議会が空洞化し機能を低下させないよう、常に襟を正し、市民の代表としての役割を果たせるよう、今後も力を尽くしたいと思う。</p> <p>こうして講師の話を踏まえて現状を振り返ると、憲法や地方自治法、議会基本条例よりも、特定議員の思惑や議員間・会派間の関係といった、市民の思いからかけ離れた要因で議会運営が左右される誘惑は、議員も人間である以上、常に付きまとう問題だと痛感する。行政を質そうとする議員の発言を他の議員が制したり否定したりするのではなく、議会としてまとも、行政に対して監視機能を果たすことができれば、行政の取り組みは大きく改善されるだろう。講師が述べたように、行政は都合の悪い情報を出さない。そこに対し複数の議員が協力して追及できれば、抜本的な課題解決につながる可能性がある。通年議会となり自由討議の時間が確保されれば、予算・決算審査もより充実するだろう。決算審査の結果を予算提案</p>		

に反映できれば、1000億円を超える市の予算をより効果的に使えるようになるはずだ。

議事機関として議論を深め、こうした議会としての役割を果たしていくには、委員長の力量が問われる。そうした研修もおこなうと良いと思うが、現状では先輩議員から学ぶしかない。新人議員や2期目議員が委員長を務める委員会が多いが、議会機能の重要性を考えれば、委員長の役割や議会・委員会の機能を理解した経験豊富な議員が委員長を担い、若手にモデルを示すことが望ましいだろう。

調布市議会基本条例7条にある「会派間の調整」について、講師から重要性が指摘された。議会としてのまとまりをつくるには、会派間の合意形成は不可欠であり、そのことは条例にも記されている。一方現状では、ある会派が意見書案について調整を申し出ても調整が行われず、別の会派が同様の内容の意見書を提案し、最初に調整を求めた意見書には反対するという事態が起きている。他の議会では文言調整がかなり行われると聞いているので、こうした部分も改善の余地がある点だ。議会として都や国に声を上げるのは、提案者のためではなく市民のためである。その認識を共有し、議論・熟議・合意形成に努めていきたい。

政策提案に向けた具体策として、基本条例13条3に定められた「政策研究会」の活用が示唆された。政策研究を希望する議員を集め、少数会派の議員も参加できるようにすべきであること、少数意見をどう取り入れるかが重要だということが述べられた。少数意見の尊重は民主主義国家では当然の原則であり、一人会派も会派として認めている市議会としても全体で意識していきたい。そのためにも、一人会派の発言を抑制しようとする現状を変えていく必要があるだろう。

政務活動費については、政策的な調査研究に使うべきものであり、使わずに残している会派には指摘があった。私は議員報酬を政治団体に全額寄付し、一部を生活引当金として受け取っているため、領収書の関係上、政務活動費で赤字が出た分は生活引当金で補填することになる。そのため、最終的に残金を返還する形になることが多い。実際には、年4回の議会報告レポート発行や視察、学習会などに多くの費用をかけており、政務活動費で不足する分は政治団体の会計から必要経費として充当している。

総合計画への関わりについても話があり、ニセコ町議会が基本計画の対案を作成していることを思い出した。行政が出してくる案に修正を加えるのは非常に難しい。文言一つでも、一定の検討を経て出てきたものは変更が効きにくい。しかし行政の計画文書が必ずしも優れているとは限らず、どこかから寄せ集めたような表現も散見される。議会として政策立案し、基本計画を提案できれば、市民の声がより反映された計画になるだろう。少なくとも基本構想だけでなく総合計画全体を議決対象とし、議会も責任を担うべきだと感じた。

以上、改善するべき点を多々感じつつ、学びの多い研修となった。

3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）

2に記載

第3号様式（第4関係）

視察等個別部分報告書	作成者氏名	岸本 直子
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
2026年1月15日 「所管事務調査と議会の政策立案能力の向上について」 内容：所管事務調査の進め方・手法、議員の政策の形成及び立案の能力向上等 について 講師 自治体議会研究所 代表 高沖 秀宣 氏		
2 実施結果に対する所感，意見等 （質疑・意見交換した内容，今後の市政に生かすべき点等）		
<p>長く議会の事務方としての任務を果たされてきた高沖氏の実体験をもとに「議会の役割」「不足している事」について示唆していただいたと受け止めた。</p> <p>* 議会は多様な人の集まり、ただの集まりとなっては良くない、最近の政治状況では兵庫県知事や群馬県の前橋市長の状況などを見ていると、二元代表制が損なわれているとの指摘あり。岩波新書で出版された今井明氏の書籍では、地方自治の空洞化の加速化が指摘され、これは自治体の空洞化にもつながる、そうした視点で調布市は大丈夫だろうかとの問題提起もされた。</p> <p>議会基本条例では最初に「議事機関」と明記されていることから、議案を読むだけではダメ、実践が必要とのことだった。行政の監視・提案という機能をしっかり果たすよう指摘されたところ。</p> <p>また高沖氏は、閉会の市議会はなくすべきということも話されていたが、それは年中しっかりと監視すべきだからとのことだ。また、議会と首長は競争すべき関係であり全国的にも弱くなってきているとのこと。</p> <p>二元代表制を地方政治について明記された日本国憲法第93条にあるように議事機関として機能そのものを強化する必要性を語っておられた。</p> <p>また、どこの首長も議会を議事機関とは認識しておらず、「議決機関」だと思っている市長が多い…との指摘もされた。</p> <p>立場の違いを超えて、テーマを決め、常任委員会で議論し提案ができるのが大事で、市長から出してきたものだけをチェックするのは良くないと指摘さ</p>		

れた。三重県では常任委員会のほかに予算・決算の委員会もあり、通年性の委員会の必要性を見てきた。一年間会議を行い、いつでも議論できるようにするのは大事とのこと。

長野県飯田市では、自治基本条例を策定しているが、神奈川などを見るとほぼ市長からの提案を○か✕か…のみとなっている。飯田市議会ではガイドラインも策定するなどのとりくみも行っており、調布市議会での調査のレベルも上げてほしいとのことだった。

* 議員力と議会力については、埼玉県や岩手県奥州市のとりくみを紹介していただき、政策立案機能を高めるよう示唆するとともに、議会内に調査機関の設置の重要性について語られていた。

・・・・・・・・・・・・・・・・

講義を伺いながら、調布市議会の「質」はどうなっているか、を自問してみた。

自分自身の政策立案機能はまだまだ不足している面もあると考えるが、今後の努力は重要であるということと同時に、市民から選ばれた議員である以上、すべての議員がそれぞれの立場を見据えながら、もっと議会で激しい議論ができる市議会になっていくべきではないかと思っている。

それ自身が個々人の資質をあげることもつながるはずだ。

調布市議会ですべてこれまで所管事務調査を行い「調布市がん対策の推進に関する条例」や「調布市若者の文化芸術活動及びスポーツ活動の応援に関する条例」を策定してきたが、私自身がこの二つの条例制定のため、所属委員会で所管事務調査にもかかわってきた経験から、政治的立場の違う議員同士がその壁を乗り越えて合意できる課題で調査・検討を行い、条例化する動きは、正副委員長の努力と、調査における多様なとりくみを積み重ねてきたことで時間もかけて作り上げてきたものだった、という実感を持っている。

一人一人の議員のスキルを上げること、市政に役立つ方向性を市民の代表として、積極的に市政に提案をしていくことは重要なとりくみだ。

現在、総務委員として、党派を超え共通できる課題について調査。アンケート活動などを始めているが、市政への具体的な提案ができるように今後も努力していきたいと考えている。議会事務局に携わってきた方からの助言は、議会をどう見てきたのか、の証明でもあったと考えた。

今後も、こうした視点で様々な示唆をいただきながら、レベルの高い議会になることを目指していきたいと考えさせられた研修だった。

3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）

人口減少、少子化対策

第3号様式（第4関係）

視察等個別部分報告書	作成者氏名	阿部草太
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
「所管事務調査と議会の政策立案能力の向上」		
2 実施結果に対する所感，意見等 （質疑・意見交換した内容，今後の市政に生かすべき点等）		
<p>自治体議会研究所代表・高沖秀宣氏を講師として開催された本研修では、地方議会における所管事務調査の意義と限界、政策立案機能のあり方、そして他自治体の取り組みが体系的に紹介された。講義内容は、議会の主体性を求める部分と、制度運用の現実的な課題を指摘する部分が混在しており、調布市議会にそのまま適用できる点と慎重な検討を要する点が明確に分かれる内容であった。</p> <p>まず、所管事務調査については、常任委員会および議会運営委員会に固有の権限として地方自治法 109 条に規定されていることが改めて整理された。付託事件の審査とは異なり、委員会が自主的にテーマを設定し、能動的に調査を行うことができる点が特徴である一方、特別委員会には付与されていないこと、100 条調査のような強制力を伴わないこと、会期中に限られることなど、制度上の制約も明確に示された。調査事項や目的、方法、期間を議長に通知する必要があること、調査終了後には報告書を提出することなど、実務上の手続きも確認された。</p> <p>講義では、飯田市議会のガイドラインが紹介され、調査目的の明確化、市民への周知、政策提言の検証までを体系化する例が示された。しかし、こうした運用は議会事務局の体制や委員会活動の負担に大きく依存するため、調布市議会においては、同様の仕組みをそのまま導入することには慎重さが求められる。調査の質を高めるという方向性は共有しつつも、実行可能性を踏まえた段階的な整備が現実的であると考えられる。</p> <p>次に、議会の政策立案能力向上に関しては、加須市議会基本条例に示される「議員力」と「議会力」の概念が紹介され、議員個々の調査・構想能力に加</p>		

え、議員間で政策を共有し議会全体の政策資源とすることの重要性が指摘された。奥州市議会の「政策立案等に関するガイドライン」では、政策立案を所管事務調査の延長線上に位置づけ、実施主体を常任委員会とする整理がなされている。政策提言と条例提案の違いも明確にされており、制度として整備することで議会の政策形成機能を高める意図が示されていた。

ただし、奥州市のように政策形成を制度化するには、議会事務局の支援体制、議員間討議の文化、委員会活動の時間的余裕などが前提となるため、調布市議会においては、まず討議の場の確保や調査研究の充実など、基盤整備を優先する必要があると考えられる。制度を整えること自体が目的化しないよう、議会の実情に応じた段階的な取り組みが求められる。

政務活動費の活用については、調査研究費の使用が十分とは言えない議会の現状が指摘され、広報費が調査研究費を上回る会派が多いことが示された。政策形成機能を高めるためには調査研究費の積極的活用が望ましいとされたが、政務活動費の使途は会派の活動方針や議員の役割認識に左右されるため、他自治体の基準をそのまま適用することは適切ではない。調布市議会としては、政策形成に資する調査の必要性を共有しつつ、会派ごとの実情に応じた活用方法を検討することが現実的である。

浜田市議会の政策形成サイクルでは、自由討議や政策討論会、市民との意見交換会、委員会活動を三つのステージとして位置づけ、議会内外の意見を政策形成に結びつける仕組みが紹介された。調布市議会では自由討議や議会報告会は制度化されているものの、政策討論会の設置は現状では想定されておらず、議会基本条例の改正も含めた検討が必要となる。また、調査機関の設置や専門的知見の活用、政策研究会の運用、議会事務局の政策支援機能の強化など、制度としては有効であっても、議会の体制や人員配置を踏まえると即時導入が難しいものも含まれている。

奥州市議会の「政策決議提案」は、政策提言と政策立案の中間に位置づけられ、議決を伴うことで提言より重みがあるとされるが、採用率の高さは市との協議体制や議会事務局の支援体制が整っていることが背景にある。調布市議会において同様の仕組みを導入する場合、提言の実現性を高めるための事前協議のあり方や、政策を計画に組み込むための戦略的な調整が必要となる。

3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）

所管事務調査の制度的整理、政策形成に向けた議会の役割、他自治体の先進事例が紹介されたが、調布市議会にそのまま適用できるものばかりではなく、議会の体制や文化、事務局の支援能力を踏まえた慎重な検討が必要であることが確認された。一方で、議員間討議の充実、調査研究の強化、政策形成に向けた基盤整備など、取り入れるべき方向性も明確になった。今後の議会運営においては、研修内容を参考としつつ、調布市議会の実情に即した形で政策形成機能の向上を図ることが求められる。

第3号様式（第4関係）

視察等個別部分報告書	作成者氏名	古川 陽菜
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
<p>令和7年度第2回調布市議会議員研修</p> <p>「所管事務調査と議会の政策立案能力の向上について」</p> <p>自治体議会研究所 代表 高沖秀宣氏</p>		
2 実施結果に対する所感，意見等 （質疑・意見交換した内容，今後の市政に生かすべき点等）		
<p>まず、高沖氏は自治体の空洞化について触れ、調布市議会は空洞化していないか、調布市では二元代表制が機能しているか問題提起された。その上で、議会の監視・政策提案機能の強化や十分な討論時間を確保する為の通年議会の開催や政策討論会・政策研究会の設置を強く訴えられていた。</p> <p>通年議会の開催は、災害や緊急時などに備える議会のBCPを推進するためにも有益であると考えられるが、全国で通年議会を開催している自治体は数パーセントと少なく、行政側の特に議会事務局の負担が増加する点が課題となる。</p> <p>また、議会力と議員力の違いについて加須市議会の議会基本条例に触れられ、監視機能を果たすとともに、政策立案・提言を議員間で共有し、政策実現に向けた活動を議会力とし、政策立案・政策提言を過半数以上の議員間で共有し、合意形成まで行うことが重要であるとされた。</p> <p>これまでに調布市議会では常任委員会です管事務調査を行い、条例の制定や政策提言などを行ってきた経緯があり、その過程で全議員の合意を得るために全員協議会を開催してきたが、所管事務調査を行うのは常任委員会ごとではなく、希望する委員による特別委員会を設置して調査を行うことを勧められていた。</p> <p>通年議会の開催、政策討論会・政策研究会・所管事務調査を行う特別委員会の設置には、現在の調布市議会事務局の人員では不可能であるので、市長部局に人員増を求めながら、現在の人員配置で実施可能な方法を模索していく必要があると考える。</p>		
3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）		

すべて文中に記載。

第3号様式（第4関係）

視察等個別部分報告書	作成者氏名	佐藤 堯彦
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
令和7年度 第2回 調布市議会議員研修 「所管事務調査と議会の政策立案能力の向上について」		
2 実施結果に対する所感，意見等 （質疑・意見交換した内容，今後の市政に生かすべき点等）		
<p>所管事務調査を含めた議会の政策立案能力の向上がテーマの研修であったが、今回特に興味深かったのは、政務活動費と議会事務局の役割についてである。</p> <p>まず政務活動費について。調布市議会の政務活動費は議員一人あたり2万5千円で、これは全国の人口20万人～30万人の市区町村の中では相当に低い部類となっている。これで政策立案するには足りないのではないかと、どの指摘が講師からなされたほか、各会派の使用用途についても広報費の支出が高すぎるとの指摘があった。当会派は調査研究費と資料購入費の占める割合が最も高いが、それでも50%に満たない。政務活動費の今後の在り方について改めて考える必要を感じる。なお、政務活動費の増額の可能性について講師に意見を問うたところ、「使用目的を制限した上であれば市民理解も得やすいのではないかと」の示唆があったので、発想の一つとして考えていくべきである。</p> <p>続いて、議会事務局の役割についても、いままでに無い視座からの話を聞くことができた。中でも「議員と事務局職員は車の両輪であるべき」との指摘には納得できるものがあった。調布の市議会事務局職員の皆様は大変優秀で、いつも我々を手厚くサポートしてくれている一方で、議員の人数に比して少ない人数でやりくりしている。結果的に大いに負担をかけてしまっているのが現状である、とは以前より感じていた。現在の職員の数では政策立案のサポートをするのは難しいのではないかと、どの指摘もあり、今後は職員の増員と、それによる政策立案機能の強化を求めていくという可能性について、きちんと考慮していきたい。</p>		

3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）

上記のとおり

第3号様式（第4関係）

視察等個別部分報告書	作成者氏名	大野 祐司
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
<p>「所管事務調査と議会の政策立案能力の向上について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所管事務調査の進め方・手法， 議員の政策の形成及び立案の能力向上等について <p>講師 自治体議会研究所 代表 高沖 秀宣 様</p>		
2 実施結果に対する所感， 意見等 (質疑・意見交換した内容， 今後の市政に生かすべき点等)		
<p>講師曰く、所管事務調査権は、常任委員会が自主的にその所管事務を取り上げ、積極的に調査を行い得る特異な権限であるとし、所管事務調査は、委員会の意図する調査事項に対して、必要により、長をはじめとする執行機関からの説明の聴取、書類、資料等の提出要求等の方法によって行うことになるとしている。(所管事務調査権は、決して議員個人での権限ではない。)</p> <p>所管事務調査を踏まえて政策立案して行くわけで、政策提案に向けては、次の流れになると説明している。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①課題の掘り起こしと調査テーマの決定（常任委員会） ②市民の意見を把握（ワールドカフェ方式で） ③市の現状を調査（所管事務調査） ④先進自治体調査（先進地視察） ⑤市との協議と市民意見調整（常任委員会） ⑥議員総意で発議案提出（全員協議会） ⑦発議案の可決と提言書提出（政策決議提案） ⑧一般質問・委員会調査で是正要求（フォローアップ） <p>の手順を推奨している。</p> <p>政策立案能力の向上については、所管事務調査の延長上にあるものと考え、よってその実施主体も、常任委員会が適当であると考えたと説明された。政策立案に対するガイドラインを設けている議会もあり、当議会でもガイドライン作成を進められた。</p>		

また、調布市議会に対して、以下を発言されていた。

○ 令和 6 年度 収支報告書から

- ・ 返還している会派（公明党、日本共産党、生活者ネットワーク、れいわ新選組）は、何故、政策立案等のために全額使用しないのか？
- ・ 各会派とも、調査研究費よりも広報費の支出の方が多いが、支出の大半は調査研究費で支出すべき！（調査研究費支出ゼロの会派もある）において、政務活動が（月額 2.5 万円では）少ないのではとも発言された。

この点は、自民党新政会としても勉強になりました。

3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）

感想： 調布市議会として、市長提案の議案審議はもちろん怠らないが、もっと議会議員自身が市民ニーズを把握し、先進自治体の研究や調査研究を勉強し、政策立案していくことが必要と考えさせられました。

以上

第3号様式（第4関係）

視察等個別部分報告書	作成者氏名	須山妙子
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
<p>令和7年度第2回調布市議会議員研修 「所管事務調査と議会の政策立案能力向上について」 自治体議会研究所 代表 高沖秀宣氏</p>		
2 実施結果に対する所感，意見等 (質疑・意見交換した内容，今後の市政に生かすべき点等)		
<p>議会は議事機関である。さて、市長と議会は対等であろうか。 二元代表制がかすんでいないか、地方自治の空洞化が進んでいるという問いかけから講義がスタートした。二元代表制としての議会がかすんでいるのではないかという点は日頃実感しているところである。議会がその職を果たすためには監視と政策提言という二本の柱が必要となる。</p> <p>講師の高沖氏は政策ごとに議事機関を設け、その機関で議論し、提言をまとめ議員過半数の議決をもって合意形成を図り市長に提言するものとお考えだった一方、調布市議会は政策提言へのスタートとして委員会での所管事務調査を開始している。政策提言を委員会で行っていくメリット・デメリットなどお聞きしたいところだったが、時間切れとなり残念だった。いずれにしても政策提言を行っていくための示唆を学ぶことができた。その何点かを記したい。</p> <p>○所管事務調査には本会議中だけでは時間が足りない。通年議会にすべき ○執行機関が隠しているテーマを選ぶ。執行機関は現状説明できることしか出していない。出していないことは議員が政務活動費を使って調査をしなければいけない。 ○専門的知見の活用、参考人を呼んでくる、オンラインで参加してもらうこともできる。 ○所管事務調査ガイドラインの策定</p>		

すでに調布市議会実践を始めている部分もあり、また、今後考えていかなければならない部分もある。緒に就いた所管事務調査について、これまで以上に議会の機能が発揮できるものとなっていくよう取り組んでいきたい。

3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）

上述

第3号様式（第4関係）

視察等個別部分報告書	作成者氏名	内藤 美貴子
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
調布市議会議員研修 「所管事務調査と議会の政策立案能力の向上について」 ・所管事務調査の進め方・手法、議員の政策の形成及び立案の能力向上等について		
2 実施結果に対する所感，意見等 （質疑・意見交換した内容，今後の市政に生かすべき点等）		
講師：自治体議会研究所 代表 高沖 秀宣氏 冒頭に、二元代表制と言われているが、このままで良いのか⇒二元代表制は、政策を競争していくことである。市長側から出てきたものを審査ばかりだと「議決機関」になってしまう。自治基本条例には「議事機関」とあるのに、HPには「議決機関」となっていて矛盾している。議事とは、憲法 93 条に議論することが主とされている。市長は、執行機関であるが、監視機能、政策提案の両方をやっていくのが議会であり、対等の力になっていかないといけない。今は監視のみになっているとの指摘があった。 ○「自治体の空洞化が加速している」と言われているが、調布市議会は、空洞化していないか？ ・日経新聞には、地方議員の空洞化が止まらない。審議を担う議員のなり手不足は深刻になる一方で、議会の力が弱まれば、首長のブレーキが利きにくくなると指摘されている。さらに、首長が議会抜きで補正予算などを決める専決処分が多発している。特にコロナ禍では急増し、やむを得ない面があるが、落ち着いてからも散見している。高沖氏からは、「緊急でない例もある。閉会中なら臨時会を開くべきである」と指摘された。さらに、議会が機能を十分に果たせるようにするには「通年制の導入」で、首長の招集を待たずに必要な議案を随時議論できるようになると言われた。通年制の導入は、全国で 100 を超えて徐々に増えているとのこと。通年制のメリット・		

デメリット等を含め、調査・検討が必要だと思う。

I 所管事務調査について

飯田市議会では、議会が「自治基本条例」をつくったところで、議会による行政評価を行っている。また、「常任委員会における所管事務調査ガイドライン」を作成し、その目的は、定例会の会期中、閉会中を問わず行政執行の監視機能を強化するとともに、委員会の専門性を活かし、現状に対する課題・論点について政策提言・提案を行うなど、所管事務調査を通して住民福祉の向上につなげている。

さらに、委員会が所管事務調査を通して市政の課題に適切かつ速やかに対応していくため、委員構成が変わっても継続して機能を十分発揮できるように、調査の手法や手続き調査結果に基づく委員会としての対応、政策提言・提案に対する検証等がガイドラインとして定められた。つまり、所管事務調査の期間は任期中 2 年間で、その間に調査結果を議長に報告するとされているが、任期中に調査が終了しないやむを得ない場合には、次期委員会に引き継ぐことができるようになっている。

政策課題によっては、2 年間では調査が終了できないことも想定し、本市でも、次期委員会へ継続できるようにしていくべきと考える。

II 議会の政策立案能力の向上

高沖氏からは、議員力が高い人は議会力を高める必要がある。議会基本条例には、「会派」が定義されているが、会派間でしっかり調整し、合意形成していくことが必要。政策立案・政策提言を議員間での共有が重要であると言われた。

1. 「議会力」と「議員力」

加須市議会では、市議会基本条例に「議会力」と「議員力」について定められており、政策立案・政策提言を議員間で共有できるかがポイントだとされている。

2. 「政策立案等に関するガイドライン」の作成

奥州市議会では、監視・政策提言の二刀流でいくとされている。そのために「政策立案等に関するガイドライン」が作成されている。政策立案等の実施主体が示されている。市政に関する特定の課題解決に行われる政策立案等は、常任委員会の所管事務調査によって明らかにされるケースが多いと考えられるため、ガイドラインには、政策立案等の実施主体も常任委員会が適当であるとの考え方、政策提言は

提言書としてまとめ、市長等に対して提言書の提出をもって提案することが示されており、政策立案には、こうしたガイドラインの作成が重要であると認識した。

3. 政務活動費の政策的活用

調布市議会の政務活動費は、議員一人当たり月額 2 万 5 千円を会派に交付されているが、高沖氏からは、政策立案等に使用するには少ない。令和 6 年度の収支報告書を見ると返還されている会派があるが、なぜ、政策立案等に全額使用しないのか。各会派とも、調査研究費よりも広報費の支出のほうが多いが、支出の大半は調査研究費で支出すべきとの指摘があった。これまで政務活動費を無駄に使ってはいけないという意識から、返還していくという考え方でできていたが、政策立案等を前提とした調査研究の活動を積極的に行っていく必要があることから、活用の考え方を変えていかなければならないと認識した。

4. 議会基本条例を基軸とした政策形成サイクル

浜田市議会では、多様化する市民の意見を把握するため、議会の様々な公聴ツールを活用し、議会基本条例に明記されている。①「自由討議」「政策討論会」といった議会内部での議論の場。②「重要案件の意見交換」「議会報告会」といった市民等との意見交換の場。③各種委員会活動の場。これら 3 つを意見の受け皿として位置付け、議会内で議論し、議員間の合意形成と市民への説明責任を図り、政策提言や政策提案に繋げ、市政に反映させていくといった政策提言の手法が形成されている。高沖氏からは、調布市議会は自由討議、議会報告会は議会基本条例に規定されているが、政策討論会のような議論する場を設置するべきではないかのご意見をいただいたので、今後、調布市議会としても参考にしていきたい。

5. 「政策討論会」「調査機関」「専門的知見の活用」

高沖氏からは、①政策討論会については、各会派から議員が参加できるようにして、会派を超えて議論し、合意形成に至るようにすること。議会基本条例を一部改正して、追加規定すべきである。②調査機関の設置について、議会基本条例には規定があるが、今までに設置されていない。しっかり設置し、政策立案に役立ててもらいたい。③専門的知見の活用については、地方自治法第100条の 2 には、「議会は、議案の審査又は事務に関する調査のために必要な専門的事項に関する調査を学識経験を有する者等にさせることができる」とあることから、専門的な講師を招い

て政策的研修会を開催するなど、活用すべきと。これについては、全国の自治体でも活用例が少ないとのことだった。④政策研究会の設置については、議会基本条例第13条2項には「政策研究会の設置」が規定されているが、調布市では設置された事例がないとも指摘があった。これらを踏まえ、調布市議会として政策立案能力の向上に向けて、これらのご教授を参考にしていきたい。

6. 議会事務局のサポート

多摩市議会では、議会基本条例に「議会事務局」のサポートに関する事項が規定されている。第20条2には、「議会事務局は、議会の政策立案活動、調査活動等を補佐する役割を担うものとします」とあり、さらに第18項に、「議員と事務局職員が、車の両輪となって議会の政策形成機能の発揮に取り組むべきである」と追記された。政策立案するには、事務局のサポートが必要不可欠だとは思いますが、現状の人数では少ないのではないかと。東京都では、都議会議員以上の人数が事務局に配置されている。職員の増員についても、しっかり検討していかなければならない大きなテーマであると思う。

Ⅲ 常任委員会の所管事務調査をベースとした「政策サイクル」の事例

奥州市議会では、議会基本条例に議員の活動原則の一つとして、「政策立案、政策提言等を積極的に行うこと」を掲げ、議会は、市長等と常に緊張感のある関係を保持し、政策立案、政策提言等を通じて市政の発展に取り組まなければならないと「政策立案に関するガイドライン」で定められている。第2章の「政策立案等の手法等」では、政策立案と政策提言の違いがそれぞれ定義されている。政策提言をする手法として、単に提言書を提出する方法の他、提言書の通り提言することについての決議案を議会に提案するという方法を「政策決議提案」と呼称している。

「政策立案」は、可決されれば法的拘束力が生じるので実効性が高いが、本会議が開催される時期でなければ実現できない。一方、「政策提言」は提言書を提出するだけなので、任意の時期に行うことができる。しかし、提言には拘束力がないので、条例のように義務付けはできない。「政策決議提案」は、これらの中間的な性質を有し、本会議の時期でなければ提出できないが、政策提言に比べて議決による議会意思決定としての重みづけができる。このように、政策立案には複数の選択肢があり、いずれの手法を採用するかが問題となるが、奥州議会のガイドラインには、政策サイクルのポイント、政策立案等の手法を採用する際の基準が定められている。

また、ガイドラインには、政策決議提案しても実施しない場合には「政策立案」を行うと明記されているため、これまでに提出された提言は9割以上が採用されているとのことだった。市の総合計画や実施計画では、見直し時期が設定されているが、しっかりこの時期に計画等への提言を行い、議会としても責任を持つべきであると認識することができた。

3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）

第3号様式（第4関係）

視察等個別部分報告書	作成者氏名	丸田 絵美
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
<p>「所管事務調査と議会の施策立案能力の向上について」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所管事務調査の進め方・手法 ・ 議員の政策の形成及び立案の能力向上等について 		
2 実施結果に対する所感，意見等 (質疑・意見交換した内容，今後の市政に生かすべき点等)		
<p>議会基本条例の現状と先例を明示しながら、政策立案と議会改革についての研修であった。政策提言・政策立案を行うために調査研究（所管事務調査）を行い、常任委員会で提案していくまでの様々な取り組みをそのプロセスや各自治体の例をもとに示された。</p> <p>今回の研修については、「所管事務調査と議会の政策立案能力の向上」というテーマではあったが、「通年議会の開催」にこだわっていると思われる講師の通年議会開催の勧めが中心であったと受け止めた。</p> <p>本市の状況を少しは調査していただき、政務活動費の使用状況等については、指摘のとおりであると感じた。しかし、資料の中にあった「議会の活動は会期中に限定される」という点から、通年議会にすることで議員は活動の場が広がり、常に行動をすることができる。裏返して聞けば、年4回の定例会方式では、議員はその期間にしか働かず、他の期間は仕事がなくずっと暇であり、議会の停滞は議員の資質の低下を招くとおっしゃっているようにも聞こえた。</p> <p>本市のこれまでの議会改革の経過において、たくさんの議論を積み重ね、時に課題と向き合い、今の形を整えてきたことは確かであることから、単純に「他の議会ではそれが普通」というのを簡単に取り入れることについてはさらなる議論が必要と考える。よく他の議会で「予算決算特別委員会」についても話すが、本市の状況が予算にしる決算にしる、委員会に付託されていることで徹底的に詳細を確認でき、さらに備考欄にまで言及できるというこ</p>		

とはどこの議会にも負けず、よりチェック機能が働くと感じている。

市長がいないという点においては、基本条例では必要に応じ市長その他 3 役を招集できることから、委員会で決めれば良いことと考える。

また、招集会派については最大の配慮を行っているのが本市の議会の良いところと思っている。他の議会では会派人数割り当てで一般質問すらできないという議会もある中、本市は配慮され一般質問の時間制限もそれぞれ議員一人に対し持ち時間が確保されている。こういった中、一人会派や少数会派の意見が反映されていないというのは、多数会派としては納得ができない事である。

昨年、条例制定をすることができた文教委員会では、大変勉強になったことは間違いなし、市民意見をより沢山聞くことの重要性も再確認できた。但し事務局の負担はかなりあったと思うことから、講師のおっしゃる事務局の増強については大いに賛同するところである。

所管事務調査の在り方や委員会の持ち方にはたくさんの縛りはあると思うが、休会中の委員会審査等の活用によっていくらかでも可能だし、何なら委員会の形でなく、自由参加の討議も可能であることから、事務局の負担軽減を行うために議会事務局職員の人員増強や議員それぞれの活動にウエイトを置いて、それぞれが会派ごとに行っている予算等要望のように議員が個々に持ち寄るといった工夫が必要となるのではないか。

3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）

上記本文中に記載

今後の所管事務調査がより発展することに期待。

第3号様式（第4関係）

視察等個別部分報告書	作成者氏名	清水 仁恵
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
令和7年度 第2回 調布市議会 議員研修 「所管事務調査と議会の政策立案能力の向上について」		
2 実施結果に対する所感，意見等 （質疑・意見交換した内容，今後の市政に生かすべき点等）		
<p>議員のコンプライアンスについて</p> <p>自治体議会研究所・高沖秀宣氏による所管事務調査の進め方や手法、議員による政策の形成及び立案の能力向上について講話を拝聴した。</p> <p>まず、高沖氏は、議事と議決について述べられ、議会は議決機関と思っはならないとご発言された。議事機関は憲法上に定められており、議事を指すことが明確であるかと思う。議会は議決機関と思っはならないというご発言は、議決機関とは「議会」のみでなく執行機関に相対する決定機関という点で広く解されていると思うことから、その様に仰ったものと推測している。</p> <p>続いて、議員は複数の委員会に所属することが望ましいと述べられた。法定委員会のことを指しておられるものか不明であったが、調布市議会において議員は、総務・文教・厚生・建設の4つの常任委員会何れかに所属している。その他、特定事件を審査するため、臨時的に設置する機関として広域交通問題等対策特別委員会と調布飛行場等対策特別委員会が設置されており、各委員会11名の定数を持ち、付託された特定の事件または事項について審査・調査することができる。このことから、調布市議会において議員は、おおむね複数の委員会に所属していると言える。この類の内容になると、これまでの研修においても必ずと言っていい程、予算特別委員会と決算特別委員会の設置について触れられる講師が多く、調布市議会にはそれらは設置されていないため、この度もその様なことであったが、常任委員会の中で議論が尽くされ、本会議に臨むという調布市議会の歴史を背景とした様式があることから、それを前提とした講師のご意見を拝聴したいもの</p>		

第3号様式（第4関係）

である。

その他、高沖氏は議会の通年制を支持されており、議会の閉会中に継続審査をすることに無理があるのではないかと述べられた。閉会中の継続審査は、調布市議会においても実施されており、これまでに大きな課題は無いものと認識している。議会を通年制にした場合、議会に向けた準備をどの様に進めるのだろうか。

その他、高沖氏は行政評価の実施による議会の監視機能と政策提言の強化をご提案された。すでにその様な取組を実施する他団体議会を調査したが、議会が主体的に目標値を定め課題の明確化と必要な改善を行うものや、行政を評価し（基本計画等）政策提言を行うもの等、その目的や手法は地域の実情に応じたものと認識することができ、ガイドラインを策定する議会もあることから、調布市議会においてはこういった評価が必要とされるのか議論を要する。議会基本条例に基づく活動指針やその責務に沿った評価検証の実施などが適当なのだろうか。

今回の研修において拝聴した高沖氏のご提案を調布市議会で検討する場合、相当の時間を要するものと思われ、議会事務局のサポートも欠かせない。都道府県議会や、政令都市議会などの多額の予算を持つ議会では議員と同数、それ以上の議会事務局職員が配置されていると聞き及んでいることから、職員配置等含め、今後の議論が望まれる。

3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）

全て文中に記載。

第3号様式（第4関係）

視察等個別部分報告書	作成者氏名	井上耕志
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
<p>令和7年度第二回調布市議会議員研修会 「所管事務調査と議会の政策立案能力の向上について」</p> <p>所管事務調査の進め方・手法、議員の政策の形成及び立案の能力向上等について</p> <p>講師 自治体議会研究所 代表 高沖 秀宣</p>		
2 実施結果に対する所感，意見等 (質疑・意見交換した内容，今後の市政に生かすべき点等)		
<p>令和7年度二回目となる調布市議会議員研修は、三重県議会議会事務局で2006年に都道府県で初となる議会基本条例の策定事務を担当された高沖秀宣氏を講師にお招きして行われた。</p> <p>地方議員のなり手不足が広がっているなか、地方議会の空洞化がとまらないとの報道等もある中で議会の機能を十分に果たしていくための一つの改善策として通年議会についても紹介された。これは首長の招集を待たずに必要な議案を随時議論できるシステムであり、三重県でも2013年に採用されて以降選挙期間を除いて専決処分がゼロであるという実績も残っているという。導入事例も全国で100を超えて徐々に広がっているとのことであった。メリットに関しては専決処分を乱発させず、首長と議会の健全な緊張関係を維持することができるという点が挙げられる一方、自身としては現在本市においては臨時議会の開催も適宜行われており、市当局と議会の緊張関係を見るに通年議会を開いておくことによる市職員の職務環境についてもきちんと検証した上での検討が必要なのではないかと捉えた。</p> <p>また、飯田市議会における「所管事務調査ガイドライン」や奥州市議会における「政策立案等に関するガイドライン」についてもご紹介いただいたところであるが、改めて本市議会における各委員会での所管事務調査が活発に行われている点を再確認させていただくこととなり、この間執り行ってきた方向性が間違っていないことを理解することにもつながった。引き続き、本市議会においてもこれまでの取組に飽くことなく地方議会における最前線での改革の取組を行っていけるよう、議員全員で確認していくことの必要性を感じさせられた研修会となった。</p>		
3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）		
文中に記載		

第3号様式（第4関係）

視察等個別部分報告書	作成者氏名	宮本 和実
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
（1） 令和7年度第2回調布市議会議員研修会 『所管事務調査と議会の政策立案能力の向上について』 講師 自治体議会研究所 代表 高沖秀宣氏		
2 実施結果に対する所感，意見等 （質疑・意見交換した内容，今後の市政に生かすべき点等）		
<p>今回の研修のテーマは、私が議長就任時に掲げた公約の一部であり、現在進めている所管事務調査をどのように発展させていくべきかのヒントが得られればという思いで講義を依頼したものである。</p> <p>高沖氏からは、議会の存在（議事機関）は監視機能と政策提案機能の二つの機能を持ち合わせた機関であり、熟議をすることが求められているという。そして所管事務調査については、議員全体や各委員会で行う場合など手法は様々であるという。しかし各委員会では時間が不足することもあるので、議会全体で通年議会で行う方が良いという考えであった。</p> <p>また、議員に求められるのは、各議員個人の議員力だけでなく議会全体で執行機関に対峙する議会力も重要だという。</p> <p>所管事務調査などの活動には議会事務局のサポートも必要になることから、人員の補強などの交渉も予算を盾に交渉すべきとの助言をいただく。</p> <p>行政からの報告や情報は半分と思えとのこと。例えば学校の話であれば直接現場の先生からも話を聞くということが大切であり、そのためにも参考人召致は必要であるという話をいただいた。</p> <p>また高沖氏は予算・決算の常任委員会も作るべきとの考えであった。</p> <p>政務調査費を余らせている議員は反省すべきであり、しっかりと活用しなければいけないという考えも示した。</p> <p>調布市議会では、現在各常任委員会において徐々に所管事務調査を始めている。私は、議員全体でではなく7名の各常任委員会の所管内容の中で検討課題を見つけ、それぞれが独自の調査を進めることが今の段階では効率が良く、機能するのではないかと考えている。</p> <p>また私は、予算・決算の委員会を作ることに疑問を持っている。現在の各常任委員会方式の方が十分な審査も行え、形式だけの委員会審査にならないと考えている。議会事務局の人員体制も考慮に入れながら進めていくことも必要であり、予算に反対するぞと脅しながら増員させるやり方は現実的ではないと思う。</p> <p>議会力についても、調布市議会は党派会派の壁を越え様々な取組も実現できているため、より有効にその力を発揮できるよう考えていきたいと思う。</p> <p>今回の研修では、議会の求められていることの再確認であり、最終的には各議員の意識向上が最も重要であり、議会力に関しては代表である議長の責任は重要であると感じた。</p>		
3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）		
文中に記載		

第3号様式（第4関係）

視察等個別部分報告書	作成者氏名	川畑英樹
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
「所管事務調査と議会の政策立案能力の向上について」 講師：自治体議会研修会 代表 高沖 秀宣氏		
2 実施結果に対する所感，意見等 （質疑・意見交換した内容，今後の市政に生かすべき点等）		
<p>令和8年1月15日に、所管事務調査の進め方・手法、議員の政策の形成及び立案の能力向上についての研修があった。</p> <p>まず氏は、「自治体の空洞化が加速している」と言われているが、調布市議会は、空洞化していないか？について話された。</p> <p>冒頭、所管事務調査の目的について、議会は、2元代表制で市長は執行。議員は議会において議事について議論をし、議決するだけではない。所管事務調査は、常任委員会が自主的にその所管事務を取り上げ。積極的に調査を行い得る特異な権限がある。委員会の意図する調査事項に対して、必要により、長をはじめとする執行機関からの説明の聴取、書類、資料等の提出要求等の方法によって行うことになる。調査は合議体として、委員会の自主的な決定があれば十分であり、本会議の干渉を受けない。等の説明を、飯田市議会所管事務調査のガイドラインを元に読まれた。</p> <p>議会の政策立案能力の向上では、加須市議会の議会基本条例を用いて説明された。議会・政策立案及び政策提言を議員間で共有し議会全体の政策資源を政策実現に向けた総合的な活動をいう。議員力・地域課題を把握し、解決を目指し調査し政策を構想する。双方の政策立案・提言を議員間で共用できるかをポイントとしていると、紹介された。又、奥州市の例で、政策立案は所管事務調査の延長線上にあるものと考え、実施主体も常任委員会が適当で</p>		

あると考えるとしている。この考えは、現に調布市議会で実践している。

その他において、飯田市、浜田市の例も紹介され、所管事務調査というよりも議会の委員会の在り方など、持論を展開されたように感じた。

予算特別委員会、決算特別委員会の設置を、ことさら推奨されているようであるが、調布市は28人の議員が、委員会、総務・文教・厚生・建設4つの委員会に7人ずつ分かれて、予算・決算等も含め議案等を細かく審査している。他の市議会にない良さがあると私は思っている。又、一般質問は、他の市議会においては人数制限があるが、調布市議会では制限時間はあるが、人数制限はなく一般質問ができる。

他の市議会の例を出されていたが、他の自治体はその自治体のご努力で、築いてこられた部分は、参考にさせていただきつつ、調布市議会の良さに加えられたらと、感じた次第である。

3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）

文中に記載

第3号様式（第4関係）

視察等個別部分報告書	作成者氏名	伊藤 学
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
演題 「所管事務調査と議会の政策立案能力の向上について」		
講師 自治体議会研究所 代表 高沖 秀宣氏		
2 実施結果に対する所感，意見等		
<p>この度は長年にわたる三重県庁の議会事務局での経験を講演いただいた。その内容はテーマにもあるように議員としての政策立案についてであった。私が議長として取り組んだ調布市議会基本条例の制定の中にこのテーマも長い時間をかけて議論したものであった。議会として通年議会を導入してはどうかと、議会、会派、議員として条例の制定をすること、議会事務局の充実、議会事務局員の法務担当者、財務担当者の増員も視野に議論した。また予算特別委員会と決算特別委員会の設置が議論されたと記憶している。結論から申し上げますと調布市議会の長年にわたり総務委員会、文教委員会、厚生委員会、建設委員会に分けて付託し款項目と備考に至るまでの説明と細微までの質疑意見を述べられていることが調布市議会の文化であり変更の必要が無いとの結論であった。条例の制定については各常任委員会で決定すれば委員会事務調査を行い制定した実績はあり、これからも制定されることと思う。事務局員の充実では議会事務局が必要であれば市として併任辞令は可能か議論をした経緯があり今後も検討することであった。議会改革は永遠のテーマであると考えてるので議会として対応している。</p>		
3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）		

第3号様式（第4関係）

視察等個別部分報告書	作成者氏名	大須賀 浩裕
1 視察（研修・視察研修）の実施名称（テーマ）		
<p>テーマ：所管事務調査と議会の政策立案能力の向上について</p> <p>講師：高沖秀宣・自治体議会研究所代表</p>		
2 実施結果に対する所感，意見等 （質疑・意見交換した内容，今後の市政に生かすべき点等）		
<p>三重県議会事務局次長として議会改革に取り組んだだけあって、実践的な話が聞けた。</p> <p>興味をひかれたのは、『通年議会』についてである。高沖氏は「行政の専決処分は好ましくない」と話していたが、近年、調布市議会では以前に比べると「専決処分の報告」が多いように感じる。近隣市議会では専決処分をせずに臨時議会を開いたりしている事例も多い。『通年議会』にすれば、こうした懸念はなくなるので、調布市議会でも『通年議会』について検討する時期が来ているように感じる。</p> <p>もちろん、その際には、議会事務局の組織的バージョンアップが必要であり、合わせて議員の立法を補助するための法務に詳しい職員の増員も不可欠だと思う。</p> <p>一方、行政と議会の関係において、高沖氏から「行政が正確な情報を議会に伝えていない」との発言があった。議会事務局側の視点に立っての指摘だと思うが、調布市はそこまで酷くないと信じたい。ただし、かつて、市が京王線の線路跡地を取得する「調布市と京王電鉄の確認書」の存在について、市議会と市民に秘密にしていた実例もあるので、これからもきちんと市を観察していかなければならない。</p>		
3 その他（今後の課題・調査研究すべきテーマ等）		
<p>通年議会について。</p> <p>講師としては、都道府県議会事務局ではなく、都市部の市議会事務局での実務経験者が望ましいと思う。</p>		